



目 次	ページ
告 示	
○障害者就業・生活支援センターの指定（障害保健福祉課）	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出（経営支援課）	1
○基本測量の終了の通知（用地対策課）	1
○国土調査の成果の認証（ 〃 ）	1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定（防災砂防課）	1
○道路の区域変更（2件）（道 路 課）	2
○道路の供用開始（ 〃 ）	2
○平成28年度に県が発注する建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等（建設管理課）	2
○平成28年度に県が発注する測量、建設コンサルタント等業務の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等（ 〃 ）	4
公 告	
○農用地利用配分計画の認可（農地・担い手対策課）	5
○県営土地改良事業の工事の完了（農業基盤課）	5
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）	5
高知県人事委員会規則	
◎公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	5

告 示

高知県告示第129号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第1項の規定に基づき、同法第28条に規定する業務を行う者としての指定をしたので、同法第27条第2項の規定により、当該指定を受けた者（以下「障害者就業・生活支援センター」という。）について次のとおり告示する。

平成28年3月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 障害者就業・生活支援センターの名称及び住所
社会福祉法人太陽福祉会
土佐市波介字古川1276番4

- 2 障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地
須崎市桐間西46番地
- 3 障害者就業・生活支援センターの指定年月日
平成28年3月1日

高知県告示第130号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成28年3月15日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村 嘉則
- (2) 届出者の住所
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
四万十ショッピングガーデン
四万十市具同八反田3189-2
- (4) 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の住所
(変更前) 東京都港区西新橋三丁目9番4号
(変更後) 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
- (5) 変更年月日
平成27年10月1日
- (6) 変更理由
設置者の住所移転のため

2 届出年月日

平成28年2月25日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

四万十市役所

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第131号

国土交通省国土地理院長から平成27年7月高知県告示第403号及び第404号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量が平成28年2月29日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成28年3月15日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第132号

香美市土佐山田町西又、香北町河野、香北町川ノ内及び物部町仙頭の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成28年3月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査を行った者の名称
香美市
- 2 調査を行った地域及び時期
香美市土佐山田町西又、香北町河野、香北町川ノ内及び物部町仙頭の各一部
平成24年度から平成26年度まで
- 3 成果の名称
香美市地籍図及び地籍簿
- 4 認証年月日
平成28年3月15日

高知県告示第133号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年3月15日

高知県知事 尾崎 正直

幡多郡三原村上長谷（追加）

- (1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
6	幡多郡三原村上長谷字牛ヤノ本	1782-1
7	〃 〃 〃 〃	〃

(2) 区域

平成25年12月高知県告示第736号で指定した幡多郡三原村上長谷地区急傾斜地崩壊危険区域内（以下「736号区域」という。）に存する標柱4と736号区域に存する標柱3を直線

で結んだ線、736号区域に存する標柱3と標柱6を直線で結んだ線、標柱6と7を直線で結んだ線及び標柱7と736号区域に存する標柱4を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第134号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年3月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成28年3月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知空港
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市物部字新開乙200番2から 南国市物部字古番所前120番1まで	前	7.9	2,248
		26.4	
南国市物部字新開乙200番2から 南国市物部字古番所前120番1まで	後 A	7.9	2,248
		26.4	
南国市物部字新開乙200番2から 南国市田村字島田甲435番1まで	後 B	9.4	2,000
		64.5	

高知県告示第135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年3月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成28年3月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 作屋影野停車場
- 3 道路の区域

区 間	変更前	敷地の幅員	延 長
-----	-----	-------	-----

	後の別	(メートル)	(メートル)
高岡郡四万十町七里字保喜甲1405番2から 高岡郡四万十町七里字鶴野乙13番8まで	前 A	9.8	66
		15.2	
高岡郡四万十町七里字後口山乙1562番1地先から 高岡郡四万十町七里字鶴野乙12番まで	後 B	4.0	57
		14.7	
高岡郡四万十町七里字保喜甲1405番2から 高岡郡四万十町七里字鶴野乙13番8まで	後	9.8	66
		15.2	

高知県告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成28年3月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成28年3月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 作屋影野停車場
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町七里字岡崎端甲1391番7から 高岡郡四万十町七里字保喜甲1405番1まで	197	平成28年3月15日
高岡郡四万十町七里字保喜甲1405番1から 高岡郡四万十町七里字漆ノ窪乙7番2まで	186	平成28年3月15日
高岡郡四万十町中村字沖ノ		

丸371番から 高岡郡四万十町勝賀野字木ノ下753番まで	260	平成28年3月15日
---------------------------------	-----	------------

高知県告示第137号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の契約で地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に該当するものに係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等について次のとおり定める。

平成28年3月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 一般競争入札に参加する者に必要な資格等
 - (1) 一般競争入札に参加することができる者は、一般競争入札の参加資格に関する審査（建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を含む。以下「資格審査」という。）をし、高知県建設工事一般競争入札参加資格者登録名簿（以下「資格者登録名簿」という。）への登録を決定した者とする。ただし、知事が別に定める様式による建設工事一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を知事に提出する日において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加する資格を有しない。
 - ア 希望する建設工事について建設業法に基づく建設業の許可を受けていない者
 - イ 申請書を提出する日の前日までに納期限の到来した国税、都道府県税（県内に従たる営業所を有する者にあつては、当該従たる営業所を管轄する県税事務所長の課した県税を含む。）又は市区町村税を滞納している者。ただし、資格審査を申請する日までに完納した場合は、この限りでない。
 - ウ 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されている者
 - エ 破産者で復権を得ないもの
 - オ その他経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - カ 次のいずれかに該当するものとして知事が認める者
 - (ア) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員等（高知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

<p>(ウ) 役員等（法人にあっては代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が暴力団員等に該当するもの</p> <p>(エ) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの</p> <p>(オ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの</p> <p>(カ) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に危害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの</p> <p>(キ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの</p> <p>(ク) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの</p> <p>(ケ) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの</p> <p>(コ) (ア)から(ケ)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの</p> <p>キ 次に掲げる規定による届出の義務を履行していない建設業者（建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいう。）（当該届出の義務がある者に限る。）</p> <p>(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条</p> <p>(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条</p> <p>(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条</p> <p>(2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、その者の申請により随時資格審査を行い、営業の同一性が認められるときは、資格者登録名簿に登録するものとする。</p> <p>ア 資格者登録名簿に登録されていない者で、新たに一般競争入札に参加しようとするもの</p> <p>イ 資格者登録名簿に登録されている者その他の資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが合併した場合</p>	<p>ウ 資格者登録名簿に登録されている個人が法人組織に変更した場合</p> <p>エ 資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者が他の資格者登録名簿に登録されている者から営業の全部又は一部を譲り受けた場合</p> <p>オ 資格者登録名簿に登録されている者が会社分割を行ったことにより、資格に関する営業を承継した（会社分割により新たに設立する会社に承継するときを含む。）場合</p> <p>カ 資格者登録名簿に登録されている者その他の資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合を設立した場合</p> <p>(3) (2)のエ又はオに掲げる事項に該当する場合において、営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社が引き続き資格の一部を有するときは、当該営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社は、営業の一部を譲り受けた会社又は資格に関する営業を承継した会社と同時に資格審査を申請しなければならない。</p> <p>2 資格審査の申請の方法 資格審査を受けようとする者は、申請書及び知事が別に定める様式による添付書類（以下「添付書類」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 申請書等に使用する言語 申請書及び添付書類の記載に使用する言語は、日本語とする。</p> <p>4 申請書の変更の届出 申請書を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、変更届（様式は、任意とする。）を直ちに知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 営業所の名称又は所在地</p> <p>(2) 商号又は名称</p> <p>(3) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、営業に関する重要な事項</p> <p>5 資格の取消し 知事は、資格者登録名簿に登録されている者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。</p> <p>(1) 資格者登録名簿に登録された日以後に、1の(1)のア及びウからキまでに掲げる事項のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(2) 申請書及び添付書類の記載事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。</p> <p>(3) その資格を辞退したとき。</p>	<p>6 資格の再審査 次に掲げる事項に該当した者は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。この場合、その者の申請により、知事が別に定める資格の再審査を行うものとする。</p> <p>(1) 会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続開始の申立てを行った者</p> <p>(2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者</p> <p>(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てを行った者</p> <p>7 資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続</p> <p>(1) 資格の有効期間 資格者登録名簿に登録された日から平成29年3月31日までとする。</p> <p>(2) 資格の有効期間の更新手続 (1)の資格の有効期間の更新を希望する者は、平成29年3月中に平成29年度の資格審査に関する告示をする予定であるので、当該告示に基づき必要な申請書及び添付書類を提出すること。</p> <p>8 その他 平成16年8月高知県告示第543号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱）、平成17年7月高知県告示第538号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成18年8月高知県告示第556号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成19年8月高知県告示第492号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成22年9月高知県告示第522号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成23年9月高知県告示第642号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）及び平成26年9月高知県告示第525号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）若しくは平成18年12月高知県告示第771号（高知県建設工事競争入札（高知県外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱）、平成19年11月高知県告示第727号（高知県建設工事競争入札（高知県外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱の一部改正）、平成23年12月高知県告示第798号（高知県建設工事競争入札（高知県外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱の一部改正）及び平成26年12月高知県告示第678号（高知県建設工事競争入札（高知県外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱の一部改正）に係る参加資格に関する審査の結果、高知県建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者又は平成27年3月高知県告示第120号（平成27年度に県が発注する建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等）に係る資格審査の結果、資格者登録名簿に登録されている者は、</p>
--	--	--

資格者登録名簿への登録を決定した者とみなす。この場合において、その者の一般競争入札の参加資格の有効期間は、高知県建設工事入札参加資格者名簿又は資格者登録名簿に登録された日から平成29年3月31日までとする。

高知県告示第138号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に県が発注する土木、建築事業等に係る調査、計画及び設計の業務の契約で地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約（同令第2条第3号に規定する特定役務のうち同号に規定する建設工事に係る役務の調達のため締結される契約を除く。）に該当するものに係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等について次のとおり定める。

平成28年3月15日

高知県知事 尾崎 正直

1 一般競争入札に参加する者に必要な資格等

(1) 一般競争入札に参加することができる者は、一般競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）をし、高知県測量、建設コンサルタント等一般競争入札参加資格者登録名簿（以下「資格者登録名簿」という。）への登録を決定した者とする。ただし、知事が別に定める様式による一般競争入札参加資格審査申請書（測量、建設コンサルタント等業務）（以下「申請書」という。）を知事に提出する日において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加する資格を有しない。

ア 資格審査を申請する業務について、法律上必要な資格を受けていない者

イ 申請書を提出する日の前日までに納期限の到来した国税、都道府県税（県内に従たる営業所を有する者にとっては、当該従たる営業所を管轄する県税事務所長の課した県税を含む。）又は市区町村税を滞納している者。ただし、資格審査を申請する日までに完納した場合は、この限りでない。

ウ 測量業務にあっては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の登録を受けていない者

エ 土木関係建設コンサルタント業務にあっては、建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月建設省告示第717号）第2条第1項の登録を受けていない者

オ 建築関係コンサルタント業務にあっては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の登録を受けていない者

カ 地質調査業務にあっては、地質調査業者登録規程（昭和52年4月建設省告示第718号）第2条第1項の登録を受け

ていない者

キ 補償コンサルタント業務にあっては、補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月建設省告示第1341号）第2条第1項又は不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項の登録を受けていない者

ク 土木関係その他業務のうち環境調査業務及び水質等分析業務にあっては、計量法（平成4年法律第51号）第107条の登録を受けていない者

ケ 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されている者

コ 破産者で復権を得ないもの

サ その他経営状態が著しく不健全であると認められる者

シ 次のいずれかに該当するものとして知事が認める者

(ア) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員等（高知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

(ウ) 役員等（法人にあっては代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が暴力団員等に該当するもの

(エ) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの

(オ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

(カ) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に危害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

(キ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

(ク) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(ケ) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる

業者であることを知りながら、これを利用しているもの
(コ) (ア)から(ケ)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

(2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、その者の申請により随時資格審査を行い、営業の同一性が認められるときは、資格者登録名簿に登録するものとする。

ア 資格者登録名簿に登録されていない者で、新たに一般競争入札に参加しようとするもの

イ 資格者登録名簿に登録されている者と他の資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが合併した場合

ウ 資格者登録名簿に登録されている個人が法人組織に変更した場合

エ 資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者が他の資格者登録名簿に登録されている者から営業の全部又は一部を譲り受けた場合

オ 資格者登録名簿に登録されている者が会社分割を行ったことにより、資格に関する営業を承継した（会社分割により新たに設立する会社に承継するときを含む。）場合

カ 資格者登録名簿に登録されている者と他の資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合を設立した場合

(3) (2)のエ又はオに掲げる事項に該当する場合において、営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社が引き続き資格の一部を有するときは、当該営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社は、営業の一部を譲り受けた会社又は資格に関する営業を承継した会社と同時に資格審査を申請しなければならない。

2 資格審査の申請の方法

資格審査を受けようとする者は、申請書及び知事が別に定める様式による添付書類（以下「添付書類」という。）を知事に提出しなければならない。

3 申請書等に使用する言語

申請書及び添付書類の記載に使用する言語は、日本語とする。

4 申請書の変更の届出

申請書を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、変更届（様式は、任意とする。）を直ちに知事に提出しなければならない。

(1) 営業所の名称又は所在地

(2) 商号又は名称

(3) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、営業に関する重要な事項

5 資格の取消し
知事は、資格者登録名簿に登録されている者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。

(1) 資格者登録名簿に登録された日以後に、1の(1)のA及びウからシまでに掲げる事項のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 申請書及び添付書類の記載事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

(3) その資格を辞退したとき。

6 資格の再審査
次に掲げる事項に該当した者は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。この場合、その者の申請により、知事が別に定める資格の再審査を行うものとする。

(1) 会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続開始の申立てを行った者

(2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てを行った者

7 資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続

(1) 資格の有効期間
資格者登録名簿に登録された日から平成29年3月31日までとする。

(2) 資格の有効期間の更新手続
(1)の資格の有効期間の更新を希望する者は、平成29年3月中に平成29年度の資格審査に関する告示をする予定であるので、当該告示に基づき必要な申請書及び添付書類を提出すること。

8 その他
平成18年12月高知県告示第772号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱）、平成19年11月高知県告示第728号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成23年12月高知県告示第799号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正）及び平成24年12月高知県告示第763号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正）に係る参加資格に関する審査の結果、高知県測量、建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登録されている者又は平成27年3月高知県告示第121号（平成27年度に県が発注する測量、建設コンサルタント等業務の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等）に係る

資格審査の結果、資格者登録名簿に登録されている者は、資格者登録名簿への登録を決定した者とみなす。この場合において、その者の一般競争入札の参加資格の有効期間は、高知県測量、建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿又は資格者登録名簿に登録された日から平成29年3月31日までとする。

公 告

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から申請があった農用地利用配分計画について、次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の認可をした。

平成28年3月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 農用地利用配分計画の概要
- (1) 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
香南市香我美町徳王子1617番地1
門田 圭史
- (2) 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
香南市香我美町徳王子字閑屋151番
- 2 認可年月日
平成28年3月15日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、県営土地改良事業の工事の完了を次のとおり公告する。

平成28年3月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 (1) 土地改良事業の名称
中山間地域総合整備事業（区画整理）
- (2) 地区名
四万十窪川地区
- (3) 工事完了年月日
平成27年12月24日
- 2 (1) 土地改良事業の名称
中山間地域総合整備事業（用排水路）
- (2) 地区名
四万十窪川地区
- (3) 工事完了年月日
平成26年3月28日
- 3 (1) 土地改良事業の名称
中山間地域総合整備事業（鳥獣侵入防止施設）
- (2) 地区名
四万十窪川地区
- (3) 工事完了年月日

平成26年3月31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成28年3月15日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成28年2月12日 27高西土第1688号	土佐市波介字古川 1281番ほか	南国市左右山290番地の2 社会福祉法人 土佐厚生会 理事 藤田 久雄

人 事 委 員 会 規 則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月15日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第8号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年高知県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の4号を加える。

- (19) 公益財団法人土佐山内記念財団
- (20) 一般財団法人地域活性化センター
- (21) 一般社団法人高知県東部観光協議会
- (22) 一般社団法人仁淀ブルー観光協議会

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。